

2025 年 9 月 サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) 会議報告

I. 概要

1. 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の諮問機関であるサステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) 会議が、2025 年 9 月 22 日から 23 日にかけて、ドイツ（フランクフルト）で開催された。本 SSAF 会議の主な概要は次のとおりである。

2025 年 9 月 SSAF 会議メンバー

(SSAF メンバー)

組織名
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)
ブラジルサステナビリティ報告委員会 (CBPS)
カナダサステナビリティ基準審議会 (CSSB)
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)
メキシコ財務報告基準審議会 (CINIF)
中国財政部会計司 (MOF-ARD)
インド勅許会計士協会 (ICAI)
韓国会計研究院 (KAI) 及び金融委員会 (FSC)
サウジ勅許職業会計士協会 (SOCPA)
サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)
エフラグ (EFRAG)
スイス連邦財務省 (SIF)
英国財務報告評議会 (FRC)

(ISSB 参加者)

Sue Lloyd 副議長、ISSB ボード・メンバー、担当スタッフ

(オブザーバー)

欧州委員会 (EC)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI)

2025 年 9 月 SSAF 会議の議題

議 題		AP*	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
1	IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援－教育的資料	1	45 分	44 分	3
2	「SASB スタンドアード」の向上	2	90 分	80 分	6
3	IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援－気候関連の移行計画に関する開示についてのガイダンス	3	60 分	52 分	11
4	IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援－GHG プロトコルとの連携	4	45 分	22 分	13
5	アジェンダ計画及び会議概要	5	30 分	5 分	15

*AP：アジェンダ・ペーパー

今後の日程（予定）

2026 年前半

II. 当委員会における SSAF 会議への対応

2. 本 SSAF 会議への対応については、2025 年 9 月 16 日開催のサステナビリティ基準委員会において、発言案等の検討を行った。

Ⅲ. IFRS S1号及びIFRS S2号の導入支援—教育的資料

議題の概要

3. ISSBは、IFRS S1号及びIFRS S2号の導入支援を目的として、前回2025年5月開催のSSAF会議以降、次の4つの教育的資料及びガイダンス文書を公表している。
 - (1) 教育的資料「IFRS S2号『気候関連開示』の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求」(2025年5月公表)
 - (2) ガイダンス文書「IFRS S2号に従った企業の気候関連の移行についての情報(移行計画に関する情報を含む)の開示」(2025年6月公表)
 - (3) 教育的資料「ISSB基準を適用する際のISSBの産業別ガイダンスの使用」(2025年7月公表)
 - (4) 教育的資料「ISSB基準の適用にあたっての予想される財務的影響に関する情報の開示」(2025年8月公表)
4. ISSBは、現在「気候レジリエンス」及び「シナリオ分析」の2つのテーマに関する資料(教育的資料又はガイダンス文書)を開発中である。
5. 本セッションでは、ISSBスタッフより、前々項及び前項の資料に関する概要の報告がなされ、質疑応答及び意見交換が行われた。

SSAF 会議での議論の概要

6. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 教育的資料は我々の法域にとって非常に重要であり、法域の言語に翻訳したいので、編集可能なファイルをいただきたい。
- (2) 産業別ガイダンスについて、利害関係者の多くは「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」が何を意味するのかについて未だに尋ねている。「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」の解釈について、「しなければならない(shall)」という単語には大きな重みがあり、簡単に「しなければならない」の意味を上書きすることはできないと感じているからだと考えられる。我々は、多くの情報を得ているため適切に解釈できるが、一般的にはそうではない。したがって、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」の解釈について、改めて強調されるべきであると考え。

- (3) ISSB 基準の適用を検討している多くの人々にとって言語の壁が大きな障害となっている。我々の法域は資源に大きく依存しており、金属及び鉱物にどのように対処するのか、それらの産業が現在の ISSB 基準によってどのような影響を受けるのかについて、公開されている教育的資料やガイダンス文書は非常に有用である。
- (4) 「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」の解釈については、参考資料と要求事項との中間的なカテゴリーにあると言わざるを得ない。つまり、産業別ガイダンスにある 1 つの開示を排除する理由が見つからない場合、それは要求事項になるのか、それとも、無視してもよい参考資料のままなのか、ということである。教育的資料が本論点について完全に明確な答えを出しているかどうかは分からない。我々の地域における文脈では、「考慮しなければならない」とされる場合には、従わない場合には正当な理由が必要であり、関連性がないことを証明しなければならない。この言葉は強力で、我々は今、簡素化プロセスの中で「考慮しなければならない」にどう対処するのかを検討している。
- (5) ((4)の発言に関して) ISSB 基準への準拠を主張するためには、企業は、投資家が企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を理解できるようにする情報及び産業固有の情報を開示する必要がある。これらの開示を行っている限り、「SASB スタンダード」に従って具体的な開示を行う必要はないと考えられる。産業固有の情報が不足していたり、情報にギャップがあったりする場合には、「SASB スタンダード」が果たす役割をより厳しく見直すことになると考えられる。これまでにサステナビリティ報告を行ったことがない企業にとっては、どのような種類の情報が投資家にとって重要であるかを理解することが難しいため、「SASB スタンダード」は投資家のニーズを具体的に理解するのに役立つと考えている。(Sue Lloyd 副議長)
- (6) ((2)及び(4)の発言に関して) 「考慮しなければならない」という用語は IFRS 会計基準から意図的に引用したものであり、IFRS 会計基準ではここで言及されているほど頻繁には言及されていない文脈で使われている。純粹な「しなければならない」という基準の要求事項は、産業固有の情報を提供しなければならないということであり、問題は、どのようにして産業に関連する情報を見つけるかということである。「SASB スタンダード」はそれを支援するためにある。(Sue Lloyd 副議長)
- (7) 我々の法域では、より多くのガイダンス及び教育的資料を求めている。ISSB が公表する資料の翻訳に加え、現地の状況を考慮し、スコープ 3 の温室効果ガス排出などに関する独自の資料を開発している。レジリエンス評価及びシナリオ分析は、概念的には難しくないが、実際に企業が ISSB 基準を導入することは非常に難しい。ISSB

には、概念を超えて、段階的なガイダンスと分析を提供することを求めたい。

- (8) 我々の法域ではシナリオ分析のパイロット・プロジェクトに着手したが、複雑な論点が多く、実務的な苦悩が多かった。したがって、現在開発中のシナリオ分析に関するガイダンスは非常に歓迎されると考える。
- (9) ((8)の発言に関して) シナリオ分析で重要なことは、ビジネス・モデルのレジリエンスについての結論を説明することであると考えている。これは、定性的なものであり、それがどのように記述されているかということである。定量化がどれだけ難しいかに焦点が当てられ、この点が見逃されていることが多い。物事を定量化することには価値があるが、企業がビジネスに対するさまざまなシナリオの影響及びそれにどのように対応するのかについて検討するプロセスを有しているという事実が投資家に与える安心感にも大きな価値があると考えている。ISSB 基準では、シナリオ分析そのものの開示を要求しておらず、レジリエンスについてどのような結論を出したのか、どのように対応するのか、それが何を意味するのか、及びその前提条件に関する開示を要求している。(Sue Lloyd 副議長)

IV. 「SASB スタンダード」の向上

議題の概要

7. ISSB は、2025年7月に公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」（以下「本公開草案」という。）を公表した。コメント期限は2025年11月30日である。
8. 本セッションでは、ISSB スタッフより本公開草案の概要について説明がなされ、次のような具体的な質問に関する意見を求めることを踏まえて、質疑応答及び意見交換が行われた。
 - (1) 本公開草案で示された9つの優先産業に関する「SASB スタンダード」において、各産業の典型的な企業に対して最も関連性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会が識別されているか。
 - (2) 本公開草案における生物多様性、生態系及び生態系サービス（BEES）並びに人的資本に関連する指標の修正案は、投資家の意思決定に有用な情報をもたらすとともに、開示を行う作成者にとって費用対効果があるものとなっているか。

SSAF 会議での議論の概要

9. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 企業が「SASB スタンダード」を独立した基準体系ではなく ISSB 基準を適用する際に参照するガイダンスとして用いる場合、現行の「SASB スタンダード」では特定の開示が要求される根拠が必ずしも明確ではないことから、「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮」するときに、どのような情報を開示すべきかの判断が困難となる可能性がある。

これは本公開草案においても同じであり、修正案に関する根拠の多くが利害関係者からの意見に基づくものとされており、利害関係者の属性（作成者や利用者）などの詳細な分析も示されていない。

また、「SASB スタンダード」において各産業に固有の開示が求められているという点には同意するが、要求事項の繰返しが非常に多く見られる点を指摘したい。これらの繰返しには軽微な差異が含まれており、これらの軽微な差異のそれぞれが意図されたものかどうかの判断が難しく、我々の翻訳作業においても大きな負担となった。我が国では、この繰返しにおける軽微な差異について議論が行われ、複数の産業に関する開示を作成するコングロマリット企業においては大きな負担となることが指摘された。

「SASB スタンダード」は、産業別ガイダンスとして各産業に特有と考えられる内容を含む必要がある。その一方で、多くの産業に共通して要求される情報が含まれている。このため、例えば、77 産業のうち半数以上で同じ情報が求められている場合には、繰返しを避けるため、産業共通の要求事項として当該情報の開示を求めることも考えられる。(SSBJ)

- (2) (1)の発言に関して) 類似するが異なる開示要求については、どのような記載があるのかを教えてくださいと今後の対応に役立つ。

仮に 77 産業のうち 20 産業に対して産業横断的な指標が設定された場合、残る 57 の産業横断的な指標が設定されていない産業においては、当該指標は重要性がないと判断されることとなり、結果的に手間が増えることになると考えられる。

一方、仮に 77 産業ほぼすべてに重要性があるとされる指標が存在するのであれば、産業横断的な対応が必要となる可能性があると考えられる。これは、「SASB スタンダード」の構造に関する提案の 1 つとして、企業が開示内容を判断しやすくすることを目的に検討することが考えられる。(Sue Lloyd 副議長)

- (3) (1)の発言に関して) 本公開草案の結論の根拠における「利害関係者」の用語は「広義の利害関係者」、すなわち作成者及び投資家を幅広く含む場合を想定している。作成者又は投資家のどちらか一方が主導する意見の場合は、その旨を明示するようにしている。本公開草案で修正を提案している事項については、ISSB スタッフが調査等を行い、正確性を確認している。

繰返しにおける軽微な差異については、「SASB スタンダード」の課題と認識している。これは 2018 年の「SASB スタンダード」公表時より存在するものと考えられるが、本公開草案では「水管理」や「労働力 (workforce) の健康及び安全」などの開示トピックについて、この軽微な差異を修正している。(ISSB スタッフ)

- (4) 利害関係者は依然として、ISSB 基準の体系における「SASB スタンダード」の位置付けがどのようなものであるのか、また、ISSB の長期的ビジョンに適合する基準は何かといった多くの疑問を抱えている。こうした疑問が解消されないなか、本公開草案の詳細な質問を検討することは困難である。

人的資本に関するリサーチ・プロジェクトを反映した修正を行うべきかとの質問があるが、これについては時期尚早との意見がある。

また、各産業の要求事項における整合性の欠如も指摘されており、特定の開示トピックが一部の産業でのみ求められている理由が必ずしも明確ではない。例えば、石炭産業では大気質は開示トピックに含まれていないが、本来含まれるべきものであると考えている。

本公開草案で意見が求められている内容は、サステナビリティ関連の非常に専門的な分野に関するものであり、財務報告に携わる人々にとって必ずしも通常の専門分野であるとは限らない。専門的な分野に関しては専門家から意見を収集する必要がある。

- (5) (4)の発言に関して) ISSB 基準の体系における「SASB スタンダード」の位置付けに関する懸念は承知しており、ISSB が取り組むべき課題と認識している。しかし現時点で重要なことは、ISSB 基準の基本的な要求事項として産業固有の開示が求められており「SASB スタンダード」が当該情報を提供するための1つの方法であるという点である。「SASB スタンダード」の最終的な位置付けは未確定ではあるが、企業が確実に産業固有の情報を提供するために参照すべきものである。

「SASB スタンダード」の極めて重要な点は、単に広範な開示トピックを設定して企業に産業固有の開示を求めるのではなく、企業が提供すべき重要性がある情報の理解を促進し、重要性の評価プロセスの効率化を図ることにある。ISSB は、真に重要性があると考えられる開示トピックを、過不足のない適当な数で設定することを目指している。

具体例として挙げた大気質が特定の産業に含まれていないのは、その開示トピックが当該産業に関して投資家が主に注目する情報ではないということが考えられる。産業にわたって開示トピックに整合性が欠如しているように見えるのは、このような投資家のニーズを踏まえて開示トピックを検討しているためである。

財務報告につながる意思決定に資するためには、財務報告の専門性と経営管理リスクの専門性を融合するなど、さまざまな専門家を集結させる必要がある。このような取組みは容易ではないが、検討が必要と考える。(Sue Lloyd 副議長)

- (6) 我々が得たフィードバックは多くはないものの、主に寄せられたのは「SASB スタンダード」の位置付けに関する意見である。

一方で、本公開草案の提案については、産業固有の主要なリスク及び機会を適切に概説しているとの支持が得られている。ただし、各産業の開示トピックについては個別にいくつか意見が寄せられている。例えば、「先住民族の権利」を「コミュニティとの関係」に含めるべきではないという強い意見があった。我が国及びその他の地域の先住民族が有する固有の権利が、開示上目立たなくなる可能性があるためである。

- (7) 現在、我々は、我々の地域におけるサステナビリティ基準の見直しに取り組んでいる最中であるため、本公開草案に関する関係者との連携には困難を抱えているものの、いくつか意見は寄せられている。

その1つが「SASB スタンダード」の位置付けであり、「参照し、その適用可能性を考慮すべき」とする取扱いについて解釈上の曖昧さが生じるとの意見が聞かれている。ISSB 基準と「SASB スタンダード」との間の用語の違いに関する指摘も確認している。また、9つの優先産業に関する修正案については、適用上の課題と我々のサステナビリティ基準との相互運用可能性に関する問題も指摘されている。

- (8) IFRS S1 号はリスク及び機会、「SASB スタンダード」はトピックをベースにしている。我が国の関係者から両者は異なる概念に基づくものであるため関連付けて検討することが困難であるとの意見が聞かれているため、関連性を明確化してほしい。

労働力 (workforce) の安全に関する GRI スタンダードの内容は、米国 OSHA 規格とほぼ同じであると理解している。そのため、「SASB スタンダード」において、企業の法域における法令の他に、米国 OSHA 規格の使用を認めてほしい。

- (9) ((8)の発言に関して) リスク及び機会と開示トピックの関係を理解するには、教育的資料「ISSB 基準を適用する際の ISSB の産業別ガイダンスの資料」及び「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」が有用であると考える。

「SASB スタンダード」における開示トピックは、産業に属する企業の将来に影響を与え得るリスク及び機会を記述するものであり、用語は異なるがサステナビリティ関連のリスク及び機会と本質的には同じである。(ISSB スタッフ)

- (10) 我が国の一部の関係者からは、BEES や人的資本のテーマ別基準が開発された場合に、再度「SASB スタンダード」が改訂される可能性があることを懸念する意見が聞かれている。具体的なガイダンスや基準なしでは「SASB スタンダード」の新たな開示トピックの適用は困難であるとの意見も聞かれており、まず BEES や人的資本の基準開発を行い、その後に「SASB スタンダード」の改訂を行うことが基準開発の正しい順序であると考えている。

また、将来的に BEES や人的資本に関して「SASB スタンダード」の開示項目を取り込んだ ISSB 基準の産業別ガイダンスを開発する可能性があるのかという点にも懸念が示されている。我々は、将来的には ISSB 基準における産業別ガイダンスと「SASB スタンダード」は共存する必要はないと考えており、ISSB は両者の関係を再考する時期にあると考えている。

我が国では産業別基準を重要視しているものの「SASB スタンダード」の産業分類が我が国の産業分類とは大きく異なるため、将来的に自国向けの産業別基準を開発することを考えている。ただし、これは「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に整合したものとする予定である。

- (11) ((10)の発言に関して)「SASB スタンダード」の永続性に関する指摘は重要な課題である。重要なことは、テーマ別基準が存在するテーマについても「SASB スタンダード」では当該テーマに関する開示項目を示している点である。例えば、気候関連に関して、「SASB スタンダード」でも産業固有の気候関連の開示項目が示されている。
- 「SASB スタンダード」は特定のテーマに限定せず、あらゆる種類のリスク及び機会を網羅する情報を提供しているため、サイバーセキュリティのように、一部の産業でのみ重要性があると考えられるテーマ、又はテーマ別基準が開発されていないテーマに関して有用な情報を提供している。(Sue Lloyd 副議長)
- (12) 我々の地域は採掘産業及び農業に大きく依存しており、BEES 及び人的資本に関連する開示トピックが取り扱われることは適切であると考えます。我々の地域の企業の大半は中小企業であるため、我々はプロポーショナルリティの観点も注視している。また、一部の法域ではサステナビリティ開示の取組みが進展しており、そのような取組みとの相互運用可能性は重要と考えている。
- 「非従業員」という用語の使用については、大規模な鉱業事業者等が最終的に合理的な統計データを集計できるのかという観点での検討が必要であると考えます。
- (13) ((12)の発言に関して)「SASB スタンダード」の修正案の策定にあたっては、プロポーショナルリティを考慮し、開示項目の数を適切に設定するように検討している。
- 法域における要求事項は、「SASB スタンダード」に何を取り込むべきであるかの示唆を与えてくれる可能性があり有用な情報である。(Sue Lloyd 副議長)
- (14) 現在、9つの優先産業に関する修正案による影響を検証中である。的を絞った修正案も合わせて検証を行えるかどうかは分からないが、重要性を踏まえると問題ないと考えている。
- (15) 我が国では「SASB スタンダード」よりも「GRI スタンダード」の任意適用企業が多い。本公開草案の内容をより良く理解するための資料を教えてください。
- (16) ((15)の発言に関して) ISSB は、「SASB スタンダード」の修正案について、修正履歴付きのものだけでなくクリーン版も公表している。またウェビナーも公表している。(ISSB スタッフ)

V. IFRS S1号及びIFRS S2号の導入支援—気候関連の移行計画に関する開示についてのガイダンス

議題の概要

10. ISSBは、IFRS S1号及びIFRS S2号の導入支援を目的として、2025年6月にガイダンス文書「IFRS S2号に従った企業の気候関連の移行についての情報（移行計画に関する情報を含む）の開示」を公表した。
11. 本セッションでは、ISSBスタッフより、本ガイダンス文書の概要、及び各法域においてどのように本ガイダンス文書を利用できるのかについて説明がなされ、質疑応答及び意見交換が行われた。

SSAF 会議での議論の概要

12. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) IFRS S1号及びIFRS S2号に基づく開示への取り組みと移行計画の検討が別々のプロジェクトになることは、しばしば起こり得るため、IFRS S2号で要求される開示が移行計画の報告にどのように役立つのかを示した点は重要である。また、このガイダンスが、新しい要求事項を定めるものではなく、適用支援のガイダンスであるというメッセージを強化する必要があると考える。
- (2) 我々が作成した移行計画ガイダンスの草案（1年以上作業したが、法令策定優先のため、正式な文書としては公表されていない。）と比べて、多くの矛盾はないと見ている。法令策定の議論においてよく聞かれる点は、我々は企業の進捗を報告することを奨励することに注力すべきであるということである。我々は、開示するならこれとこれが必要だ、そして、計画がなければ旨を開示してもいいとしているが、企業は、まだ完全ではないものを開示することが難しい場合がある。利害関係者がアプローチの質、深刻さ、目標が単なるストーリー・テリングかどうかなどを判断できるようにするため、進捗を示すことは重要である。我々は教育的な観点から、部分的な計画や計画の要素であっても開示する価値があるということを繰り返し言及する必要があると考える。
- (3) ((2)の発言に関して) 計画に対する進捗があるのと同時に、計画自体にも進捗があると考える。そして、それが開示に反映されることになる。時間の経過とともに、説明することが増えるため、より多くの開示が行われることを期待している。初めからすべて開示しなければならないということではなく、開示の完全性、徹底性、堅牢性

もおそらく時間の経過とともに変化する。ISSB 基準やガイダンスがそのように機能することを願っている。(Sue Lloyd 副議長)

- (4) 企業が移行計画を持つことを奨励する目的は、計画自体を改善するのに役立つだけでなく、戦略の進捗を評価するのにも役立つため、非常に前向きである。移行計画がないと、年単位で進捗を追うことになり、達成したかどうか、何を変えるべきかを評価することが難しい。したがって、企業に計画を立てさせ、計画されたことに従うように奨励するこの種の実務は、透明性と報告がより良い持続可能な世界にもたらすことができる最高の貢献の一つだと考える。

VI. IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援—GHG プロトコルとの連携

議題の概要

13. IFRS 財団は、2024 年 6 月に、GHG プロトコルと ISSB との間の作業の継続的な互換性を確保し、提供される情報が資本市場のニーズを満たすために、覚書を締結した。
14. また ISSB は、IFRS S2 号「気候関連開示」において、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」及び「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準（2011 年）」を参照しており、GHG プロトコルの独立基準委員会（ISB）にオブザーバーとして参加している。
15. 本セッションでは、ISSB スタッフより、GHG プロトコルによる改訂作業の概要、及び GHG プロトコルによる改訂に対する ISSB の関与の目的について説明がなされ、質疑応答及び意見交換が行われた。

SSAF 会議での議論の概要

16. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) GHG プロトコルの改訂に対するコメント募集期間が 60 日間とされているが、これは GHG プロトコルのすべてのフェーズに共通する期間であるのか、スコープ 2 基準の改訂フェーズに限定されるものであるのかを確認したい。ISSB 基準の利用者が、ISSB が言及するバージョンを更新する場合だけでなく、GHG プロトコル自体の開発プロセスにおいて直接コメントを提供する機会が提供されることが重要である。改訂される文書の量にもよるが、翻訳の必要があることを踏まえると、質の高いコメントを求める場合に 60 日という期間はとても短いと考える。GHG プロトコルの手順を変更することはできないかもしれないが、懸念事項又はコメントが開発プロセスに組み込まれることが我々にとっては理想的である。(SSBJ)
- (2) ((1)の発言に関して) GHG プロトコルの改訂に関して ISSB はオブザーバーの立場であるが、コメント募集期間に関する意見があった旨を GHG プロトコルに伝達する。
(Sue Lloyd 副議長)
- (3) 2025 年 9 月 9 日に国際標準化機構 (ISO) と GHG プロトコルが戦略的パートナーシップに関する発表をしたことについて触れたい。この戦略的パートナーシップは、両機関の排出基準を調和させ、新たに統一的な基準を開発することを目的としているが、「SASB スタンドワード」の向上に影響を与える可能性があるのかを確認したい。

- (4) ISO と GHG プロトコルの戦略的パートナーシップにより、規制上の報告と企業開示との間の矛盾を低減させる可能性があり、利害関係者はこれを歓迎している。ISSB は、改訂される GHG プロトコルに戦略的パートナーシップがどのように反映されているかをモニタリングし、IFRS S2 号の報告にどのように影響を与えるのかを明確に伝えてほしい。
- (5) ((3)及び(4)の発言に関して)「SASB スタンダード」への具体的な影響については検討していくことになると考えている。また、IFRS S2 号との関係性の詳細についてもまだ検討中であるが、企業による排出の測定方法及び製品レベルでの排出の測定方法について、1 つのフレームワークにより状況を簡素化することが重要な考え方であり、ISSB は当該発表を支持している。(Sue Lloyd 副議長)
- (6) 温室効果ガス排出の測定に GHG プロトコルを用いるため、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の改善は非常に歓迎すべきであるが、「アクション&マーケット手段」が具体的に何を目指しているのかについて説明してほしい。
- (7) ((6)の発言に関して) スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 にどのような変更が行われるかを理解し、マーケット基準算定に利用可能となる手段に関する要求事項又はガイダンスをどのように調和させるかを検討する必要がある、これにはもう少し時間を要すると考えている。(ISSB スタッフ)

Ⅶ. アジェンダ計画及び会議概要

議題の概要

17. 本セッションでは、ISSB スタッフより、今後のアジェンダ計画、2025 年 5 月開催の SSAF 会議の概要、及び IFRS 財団評議員会による SSAF メンバーの選任プロセス（2025 年 10 月に開始予定）に関する説明がなされ、質疑応答及び意見交換が行われた。

SSAF 会議での議論の概要

18. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 相互運用可能性は、ISSB 基準がグローバル・ベースラインであるために引き続き中核となるものである。そのため、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）が改正された場合、教育的資料である ISSB 基準と ESRS の相互運用可能性に関するガイダンスを更新することを提案したい。また、事例を紹介することで、開示の質及び比較可能性の向上、並びに好事例の普及を促進できるため、高品質な報告、事例及び分析を取りまとめた、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の進捗状況報告書（progress report）を開発することを提案したい。
- (2) （(1)の発言に関して）各法域の事例は良い提案であり、ISSB 基準への準拠や取組みに関する事例があれば教えて欲しい。（Sue Lloyd 副議長）
- (3) 次の SSAF メンバーの推薦期間が短いことを考えると、その任期及び資格条件について、詳細やタイムラインを提示することで各法域がリソースを整理することに役立つと考える。
- (4) （(3)の発言に関して）詳細やタイムラインなど、できるだけ早く可視化し、明確にするよう留意したい。（Sue Lloyd 副議長）

以 上